

林業普及指導事業について

平成 1 4 年 9 月
林野庁研究普及課

目次

1 林業普及指導事業の位置づけ	1
(1) 林業普及指導事業の基本的役割	1
(2) 林業普及指導事業及び制度の沿革	1
(3) 現在の林業普及指導事業の課題	4
(4) 林業普及指導事業の特徴	8
(5) 現行制度の基本的仕組み	11
(6) 林業普及指導事業の経費	12
(7) 林業普及指導事業における国と都道府県の役割	13
2 林業普及指導事業の活動体制	14
(1) 普及活動体制	14
(2) 普及指導活動の計画及び評価	16
(3) 資質の向上	17
3 林業普及指導事業の取組の現状	19
4 関係機関との連携	24
(1) 普及協力員	24
(2) 公的機関	24
(3) 民間部門	25
5 林業普及指導事業を巡る地方分権の動き	26

1 林業普及指導事業の位置づけ

(1) 林業普及指導事業の基本的役割

林業の振興とともに、森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、個々の森林所有者等の林業技術の向上が不可欠であるが、自力で高度かつ専門的な技術・知識を自己の経営に取り入れ、技術の改善や経営の合理化を進め、森林の整備等を促進していくことには限界がある。

このため、林業普及指導事業は、試験研究機関等と個々の森林所有者等との橋渡し役として、試験研究成果を地域の条件・特性に応じた実用的技術として組み立て、実証した上で、的確に移転していくことを基本的役割としている。

(2) 林業普及指導事業及び制度の沿革

林業普及指導事業は、GHQの勧告を受け、昭和24年に林業技術研究普及助長事業として制度が発足。終戦後の荒廃した我が国森林の復旧を最大の課題として事業を開始した。昭和26年には森林法が改正され、職員設置とその職務及び補助金の交付が法制化された。以来、林政推進の最も基本的な手段として実施されてきており、森林・林業を巡る諸情勢の変化とこれに伴う森林所有者等の要請に対応し、森林法の改正等を通じて制度の改正と事業の充実が図られてきている。

森林法(抄)(昭和26年法律第249号)

(林業専門技術員及び林業改良指導員)

第187条 都道府県に林業専門技術員及び林業改良指導員を置き、その都道府県の吏員をもって充てる。

2 林業専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究を行い、及び林業改良指導員を指導する。

3 林業改良指導員は、左に掲げる事務を行う。

- 一 森林所有者その他林業を行うもの又は林業に従事するものに接して林業に関する技術及び知識を普及すること。
- 二 森林の施業に関する指導を行うこと。

林業普及指導推進要綱(昭和58年農林水産事務次官依命通達)

第1 目的

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員(以下「普及指導職員」という。)を適正に配置し、これらの者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図るとともに、森林の有する諸機能の高度発揮に資するものとする。

第2 普及指導の対象者

林業普及指導事業における普及指導の対象者は、森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者及びこれらの後継者とする。なお、必要に応じて青少年等一般市民に対しても森林・林業の啓蒙等適切な普及指導を行うものとする。

林業普及指導事業及び制度の変遷

区 分	昭和 2 0 年代	昭和 3 0 ~ 4 0 年代	
森林・林業とそれを取り巻く情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後復興用材の膨大な需要 ・農地改革（山林開発） ・山林荒廃、未立木地増大 ・水害、山崩れの多発 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済復興、農村人口の流出 ・一次産業と二次・三次産業の所得較差増大 ・林業基本法制定（S 3 9） 	<ul style="list-style-type: none"> ・林政において家族経営の林業の育成と所得の均衡な増大が強調（S 3 5 農林漁業基本問題調査会答申） ・木材自給率 5 割切る（S 4 4）
普及事業の目的 （林業普及指導推進要綱 S 32～）	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究成果の急速な普及を図り、我が国林業の振興に貢献（S 2 5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林の経営を改良して、その私経済を向上するとともに、農山村の自主性を確保して明るい豊かな農山村を建設（S 2 7） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林所有者及び林産物加工者の技術の改善と経営の合理化を促進し、その私経済を向上して自主性を確立し、我が国農山村及び関連産業の振興を図る（S 3 2） ・林業技術の改善と経営の合理化を推進し、林業の生産性を高め、林業就業者の所得の均衡を図るとともに、森林施業の指導を行い、国民経済の安定的発展に寄与（S 3 7）
普及事業の重点課題 （S 32～57まで 推進要綱）	<ul style="list-style-type: none"> ・植伐の均衡の推進 ・荒廃地の造林の推進 ・木材利用の合理化 ・労働生産性を考慮した収入増大等（S 2 5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農山村住民への教育と青少年活動の推進（林業研究会、林業 4 H クラブ等林業研究グループの育成指導） ・農山村民の生活向上（S 2 7） 	<ul style="list-style-type: none"> ・薪炭材改良等低位生産林分の生産性向上と林種転換（S 3 2） ・個別経営計画の作成指導（S 3 7）
制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・林業技術研究普及助長制度として発足（S 2 4） ・林業専門技術員及び林業地区技術普及員を設置（S 2 5） ・林業技術普及員及び林業経営指導員の設置、その職務、補助金の交付を法制化（S 2 6 森林法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導職員の名称を林業専門技術員と林業改良指導員とし、その職務、任用資格を法制化（S 3 2 森林法） ・事業名を林業普及指導事業と改称（S 3 7 森林法） ・普及手当の支給開始（S 3 9 事務次官通知） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 林業専門技術員及び林業改良指導員の職務の複雑困難性等から、都道府県は条例で定めるところにより林業専門技術員及び林業改良指導員に対して普及手当を支給 林業専門技術員・・・給料月額の 8 % 以内 林業改良指導員・・・給料月額の 1 2 % 以内 </div>	

区 分	昭和50～60年代		平成年代	
森林・林業とそれを取り巻く情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全と森林の持つ公益性への要請の高まり ・過疎化や脱林業化に伴う後継者難 ・国際化の推進 ・木材価格の下落 		<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な森林経営推進の国際的な動き ・京都議定書で森林の二酸化炭素吸収機能位置づけ（H9） ・木材自給率2割切る（H9） ・森林・林業基本法制定（H13） 	
普及事業の目的（林業普及指導推進要綱）	<ul style="list-style-type: none"> ・林業技術の改善、林業経営の合理化、森林整備等を促進し、もって林業の振興を図るとともに、森林の有する諸機能の高度発揮に資する（S58） 			
普及事業の重点課題（S58以降 林業普及指導運営方針）	<ul style="list-style-type: none"> ・高度技術の普及定着 ・林業後継者等担い手の育成確保 ・当面する技術課題に関する普及指導の徹底（間伐、保育等森林の整備、森林被害対策の推進、機械化の推進等） <p style="text-align: center;">（S58）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林業経営の活性化（優れた技術と経営能力を備えた意欲的森林所有者の育成） ・優れた林業後継者等担い手の育成 ・健康で活力ある森林の維持造成 ・木材需要の拡大 ・活力ある山村社会の形成（森林の総合的利用への指導、山村と都市との交流等） <p style="text-align: center;">（S63）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に適応した林業技術の確立と現地への定着 ・林業経営の活性化 ・優れた林業後継者等担い手の育成 ・木材需要の拡大と産地化の促進 ・活力ある山村社会の形成 ・都市と山村の交流指導 <p style="text-align: center;">（H2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業及び山村が直面している諸課題への的確な対応（多様な人材育成、森林施業の共同化等） ・高性能林業機械を中心とする新しい作業システムの確立・導入 ・林業担い手及び山村リーダーの養成 ・森林・林業教育の推進と強化 ・普及指導の対象及び内容の多様化（山村と都市の交流促進、多様な地域振興活動に対する支援） <p style="text-align: center;">（H7）</p>
制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・国の助成方式を変更（S58森林法、同法施行令）（都道府県の自主性の発揮を促進し、林業を巡る諸情勢の変化に即応した事業の効率的、弾力的な運営を図るため、従来の定率補助金方式を定額による交付金方式に改める。（後継者対策を除く。）） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）「地方分権推進委員会第2次勧告」（平成9年7月8日）「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成9年12月5日法律第109号）において、集中改革期間中（平成10～12年度）に林業普及指導事業交付金の在り方について全般的な見直しを図ること等とされた。（H9） （このような指摘を受け、普及事業全般について見直しを行い、平成12年3月に「林業普及指導運営方針」を制定した。） ・林業普及指導交付金の交付基準を見直し（H10森林法施行令）（客観的指標を7割から8割へ引き上げ） 	

ア 森林・林業を巡る状況

近年の森林・林業を巡る情勢は、

森林に対する国民の要請が、森林の多面にわたる諸機能の発揮へと多様化するとともに、

一方で、木材価格の低迷などにより、森林所有者の意欲や関心が近年急速に減退し、管理不十分な森林が増加するなど、林業を巡る情勢はきわめて厳しい状況にある。

森林に期待する役割の変化

(P29図 1 へ)

林業生産を取り巻く諸因子

(P30図 2 へ)

管理不十分な森林の増加

(P31図 3 へ)

イ 森林・林業基本法及び森林・林業基本計画による林政の転換

森林・林業を巡るこのような状況を踏まえ、森林の有する多面的機能の持続的発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図ることを基本理念に平成13年7月、森林・林業基本法が施行され、従来の林業基本法に基づく林業総生産の増大や林業の生産性の向上等木材生産を主体とした政策が見直された。

また、森林・林業基本法の理念を具体化し、個々の政策を着実に進めていくため、平成13年10月森林・林業基本計画が策定された。

森林・林業基本計画は、関係者が取り組むべき課題を明らかにした上で、森林の多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標を定めるとともに、講ずべき施策を定めている。

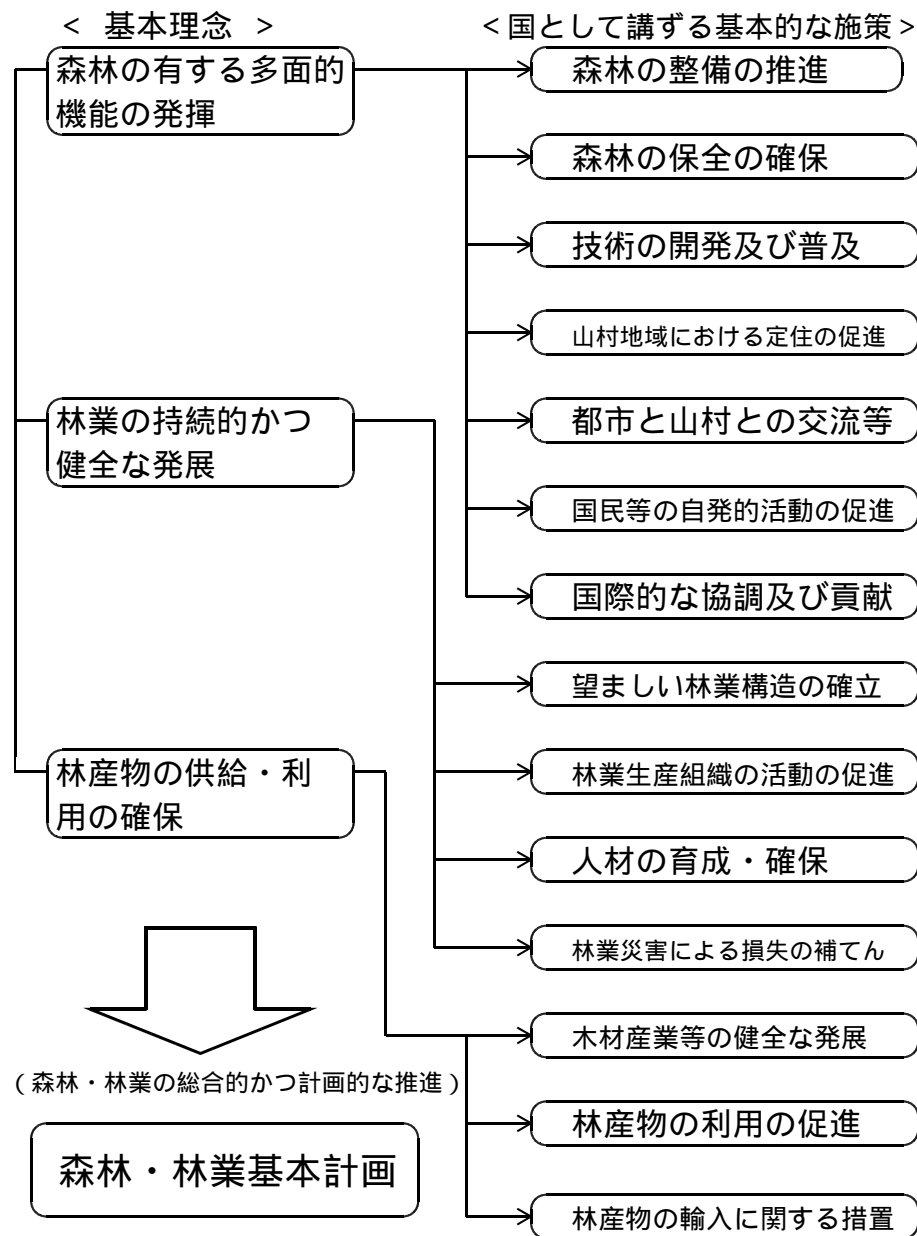
森林の有する多面的機能の発揮に関する目標及び木材の供給・利用に関する目標

(森林・林業基本計画、平成13年10月)

区分	平成12年	目標とする森林の状態		(参考) 指向する森林の状態
		平成22年 (2010年)	平成32年	
総森林面積(万ha)				
育成単層林	1,030	1,020	970	440
育成複層林	90	140	230	870
天然生林	1,390	1,350	1,310	1,200
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m ³)	3,930	4,410	4,730	5,080
ha当たり蓄積(m ³)	156	176	188	202
総生長量(百万m ³)	89	80	69	58
ha当たりの生長量(m ³)	3.5	3.2	2.7	2.3
総伐採量(百万m ³)	25	32	41	

注：総伐採量は、上記計画における木材供給目標値(素材ベース)を立木材積に換算したものである。

森林・林業基本法の基本理念と基本的施策



ウ 新たな林政における林業普及指導事業の位置づけ

森林・林業基本法に基づく新しい林政を推進していく中で、森林所有者等に直接的に接し諸施策を浸透させ、その効果の発現を図ることができる林業普及指導事業の役割が一層重要となってきた。

このため、地域の特性に応じた技術の普及事業を推進することとされており、地域のまとめ役となる指導的林業者等を対象とした重点的普及、個々の経営の実態に即したきめ細かな普及を行うこととされている。

また、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、普及の事業を充実させることとされており、高度な技術や優れた経営感覚を身につけた指導的林業者の育成及び確保を図ることとされている。

森林・林業基本法（抄）（昭和39年法律第161号）

（技術の開発及び普及）

第14条 国は、森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた森林及び林業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成及び確保）

第20条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

森林・林業基本計画（抄）

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

（3）技術の開発及び普及

地域の特性に応じた林業普及指導事業の推進

研究・技術開発の成果の移転を行い、地域ぐるみの森林整備と林業生産活動の推進のため、地域におけるまとめ役となる指導的林業者等を対象とした重点的な普及、自然条件や個々の林業経営の実態等に即したきめ細かな普及等に努め、地域の特性に応じた林業普及指導事業を効率的かつ効果的に推進する。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

（2）人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保については、林業普及指導事業を通じ、地域におけるまとめ役となる森林・林業に関する幅広い知識と高度な技術、優れた経営感覚を身につけた指導的林業者の育成及び確保を図る。また、次世代の林業を担う青少年等に対し、森林及び林業の体験学習等を推進する。

エ 林業普及指導運営方針に基づく普及指導事業の課題

林業普及指導運営方針（以下「運営方針」という。）は、都道府県の林業普及指導事業の全国的水準を確保するために、国が学識経験者等の意見を聴いて概ね5年毎に策定している。内容は、普及指導活動の基本的な課題、普及指導活動の方法に関する基本的事項等について定めている。

現行の運営方針は、平成11年7月に森林・林業基本法の政策の在り方をとりまとめた「森林・林業・木材産業基本政策検討会」の検討結果を踏まえ、平成12年3月にとりまとめられた。

運営方針では、森林の多面的な機能を持続的に発揮を図るための森林整備を推進するため、森林所有者等に加え、多様な林業の担い手等に対する重点的な働きかけを行うことが重要であるとして、以下の取組を重点的に行うこととしている。

指導的林家等に対する林業技術情報の提供、合意形成手法の指導等による地域林業のまとめ役となるリーダーの育成、

意欲的森林所有者及びその後継者に対する多様な林業技術の移転による林業技術の向上、

Iターン、Uターン者、女性・高齢者を対象とした経営参画促進セミナーの開催等による林業経営への参画促進、

教職員等の指導者を対象として体験学習の機会の提供による森林・林業教育の効果的な促進

地域の森林整備を推進するため、市町村、森林組合、緑資源公団等との連携強化

林業普及指導運営方針(平成12年3月14日付林野庁長官通達)の重点課題

地域林業のまとめ役となるリーダーの育成

対象者：地域の指導的林家や林業研究グループ、林業女性グループのリーダー等

内 容：高度な林業技術や多様な情報の提供、合意形成手法の指導

林業技術の向上

対象者：意欲的森林所有者及びその後継者

内 容：積極的な経営展開を図るための多様な林業技術の移転、経営手法の個別指導、情報の提供

林業経営への参画の促進

対象者：サラリーマン、U・I・Jターン者等、女性・高齢者等

内 容：林業経営への参画促進のための各種林業経営セミナーの開催

森林・林業教育の効果的な促進

対象者：青少年、小中高校生等、教職員や森林ボランティアの指導者

内 容：森林・林業体験学習の機会の提供、指導者への研修市町村等を通じた森林整備

対象者：市町村、森林組合、緑資源公団等

内 容：地域の森林整備を推進するため、市町村が作成する森林計画への助言や森林組合等へ経営・施業受託化のための指導を実施

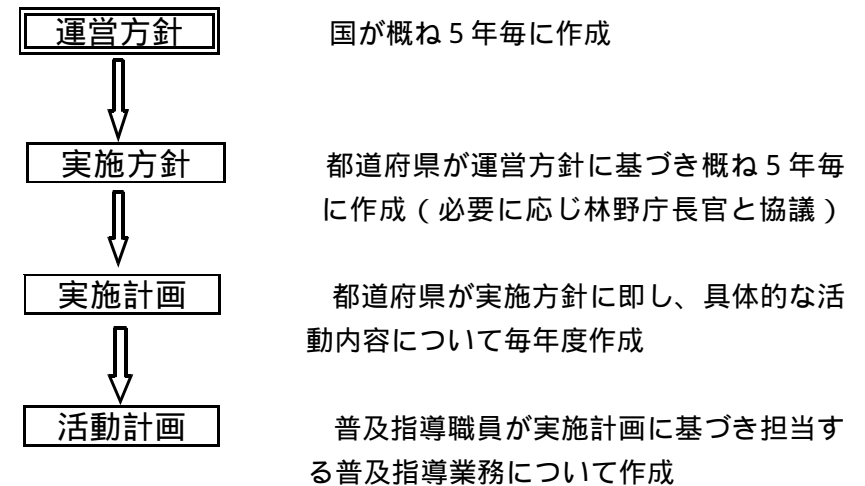
(4) 林業普及指導事業の特徴

ア 国と都道府県による協同事業

国は、森林の公益的機能の効果が広範囲に及び、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことに鑑み、森林整備の水準が一定に保たれるよう森林所有者等の技術の向上を図る必要がある。都道府県は、試験研究成果を地域の特性に応じた実用的技術として普及し、地域環境の保全や地域経済の活性化を図る必要がある。

このように、国の林政上の基本的方向に即しつつ、地域の実情に即した普及を推進する必要性から、国と都道府県との調整を図りつつ、統一した方針の下で、国と都道府県の協同事業として林業普及指導事業を実施している。

林業普及指導運営方針（国）と林業普及指導実施方針（都道府県）



運営方針及び実施方針の内容
普及指導活動の課題
普及指導職員の配置に関する事項
普及指導職員の資質の向上に関する事項
普及指導活動の方法に関する事項
その他林業普及指導事業の実施に関する事項

イ 試験研究機関と森林所有者等との媒介

普及指導事業は、普及指導職員が試験研究機関と連携して試験研究成果の実証を行い、地域の条件や特性に応じた技術として森林所有者等へ普及している。

林業専門技術員（SP）は、都道府県の本庁や試験研究機関に配置され、各々の専門分野についての研究情報の整理、試験研究成果の現地実証、林業改良指導員（AG）への技術指導等を行い、試験研究機関との連携において中心的役割を果たしている。

試験研究機関における林業専門技術員の配置状況（平成13年度）

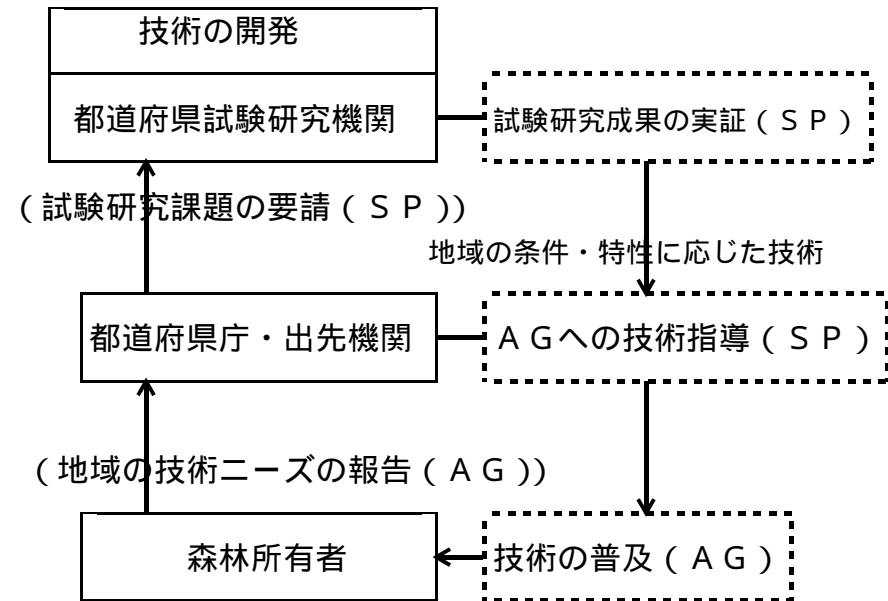
試験研究機関への林業専門技術員の配置県数	28 / 47 都道府県
試験研究機関への林業専門技術員の配置員数	86 / 332 人中

SPの専門分野

林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械、普及方法の8分野

なお、森林・林業を巡る情勢の変化や新たな林政を推進する観点から、普及指導職員資格制度等検討会の報告を受けて、専門分野を8項目から7項目に見直すことを検討予定。

技術の普及の流れ



普及指導職員の活動事務

林業専門技術員	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の分野についての調査研究 ・試験研究機関との情報交換及び改良指導員からの情報の収集整理 ・林業改良指導員の指導
林業改良指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導、研修・講習会開催等を通じた森林所有者等への直接的な技術及び知識の指導 ・普及対象者の実態・要請等の情報の整理

ウ 「人」を対象とした事業

林業の発展と森林整備の推進は、これを担う森林所有者等の意欲や技術の向上に負うところが大きい。このため、普及指導職員が森林所有者等との信頼関係を構築しつつ、直接普及の対象者に接して森林・林業に関する知識・技術を普及することを基本としている。

具体的には、林業改良指導員が直接森林所有者等に接して、技術や知識についての相談、普及対象者の必要とする技術情報の収集、研修会や講習会の開催等を行うことにより、森林所有者等の技術の向上を図ることを基本としている。

林業改良指導員の指導方法には、現地の森林での指導や林家を訪れて指導する直接指導と、電話や手紙による間接指導とに大別される。平成12年度では直接指導が指導時間総計の95%を占め、また現地指導が60%を占めている。

なお、林業専門技術員は、普及活動現場などを巡回し、改良指導員の指導や研修を行う。

林業改良指導員の指導方法別比率（平成12年度）

区分	直接指導			小計	間接指導	計
	現地での指導	林家等へ訪問	林家等が来訪		電話や手紙	
活動時間	615,171	252,585	103,885	971,641	46,746	1,018,387
比率	60	25	10	95	5	100

こうした、普及指導職員の職務の特殊性に鑑み、都道府県の条例で定めるところにより農林漁業改良普及手当（林業専門技術員8%以内、林業改良指導員12%以内）を支給している。

(5) 現行制度の基本的仕組み

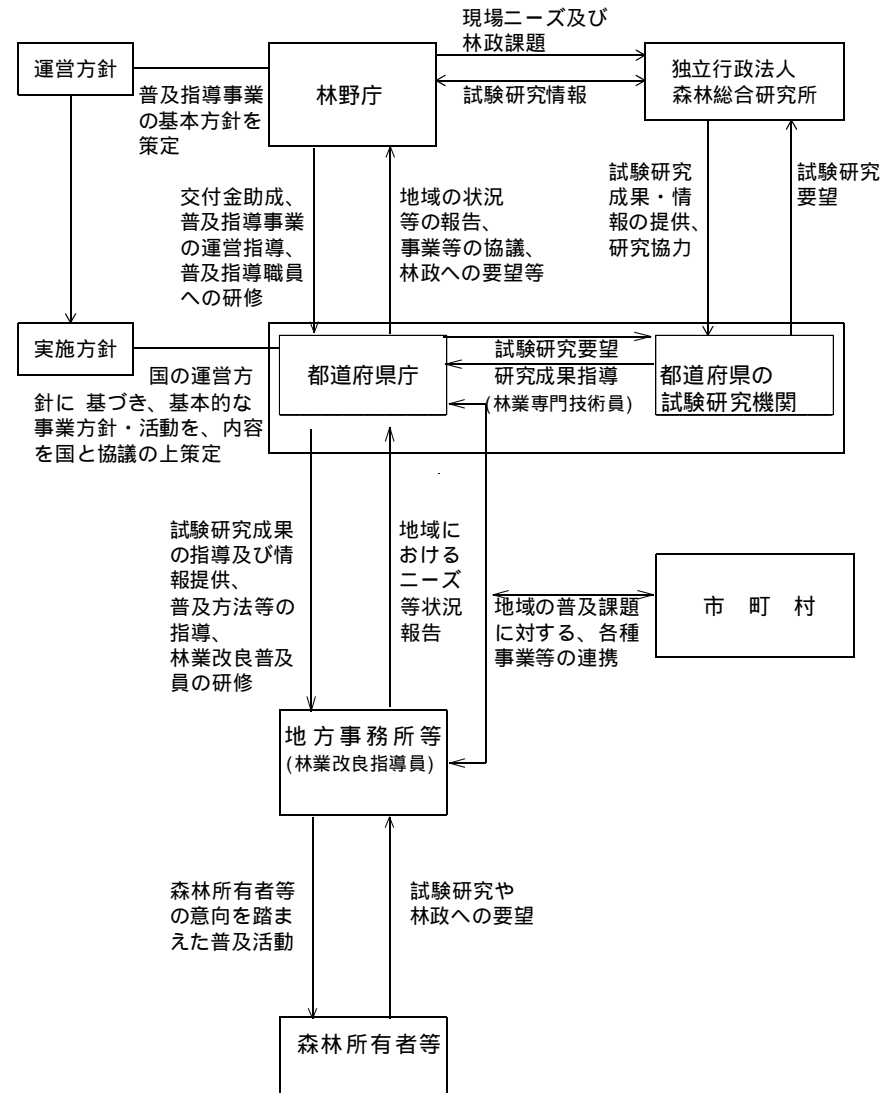
林業普及指導事業の現行の基本的仕組みは、次のとおりとなっている。

都道府県は、森林法に基づき一定の資格を有する普及指導職員（林業専門技術員及び林業改良指導員）を配置。

国は、事業に要する基礎的な経費（普及指導職員の設置・活動費）について、森林法に基づき国が定額による「林業普及指導事業交付金」を支出。

国が定める「林業普及指導運営方針」と都道府県が策定する実施方針との調整を図りつつ、統一した方針の下に事業を運営。

林業普及指導事業体系図



(6) 林業普及指導事業の経費

林業普及指導事業に要する経費については、都道府県の自主性の発揮を促進するとともに、森林・林業を巡る諸課題の変化に即応した事業の弾力的な運営を図る観点から、昭和58年に森林法を改正し、従来の人件費、事業運営費等の個別経費ごとに定率の補助金を交付する方式から、個別の経費の区分をなくし定額により交付する交付金方式変更し、実施している。

また、林業普及指導事業交付金と相まって、意欲的な林業者の活動に対する支援や森林・林業教育の推進等政策性の高い課題を実施するために、交付金とは別に補助金による予算措置を講じている。

林業普及指導事業交付金と普及指導事業関係補助金の推移

(単位：百万円，%)

年 度	H2	H3	H11	H12	H13	H14
交付金額	4,766	4,728	4,258	4,173	4,089	4,008
対前年度率	100%	99%	98%	98%	98%	98%
補助金	380	418	562	588	612	623
対前年度率	103%	110%	92%	105%	104%	102%

(7) 林業普及指導事業における国と都道府県の役割

木材の生産のほか、水源のかん養、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、教育の場としての利用等の多面にわたる森林の機能の持続的な発揮を図るため、国と地方は一体的に総合的な施策に取り組む必要がある。

国にとっては、森林の公益的機能の効果が広範囲に及び、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことを鑑みると、森林整備の水準は一定以上に保たれる必要があることから、林業普及指導事業を通じ、国土や環境の保全、地球温暖化の防止等国の重要施策の推進が図られる。

地方にとっては、経営感覚の優れた林業の担い手の育成、地域の重点課題の解決、地域の特性に応じた実用的技術の普及指導等を通じ、地域環境の保全や地域経済の活性化が図られる。

林業普及指導事業を推進するため、

国においては、

- ・ 都道府県が行う普及指導事業の実施に対する助成
- ・ 全国的な視点から事業運営に関する方針を都道府県に提示
- ・ 普及指導職員の資質の確保・向上や情報ネットワークの整備を実施

都道府県においては、

- ・ 普及指導事業の実施に関する方針や計画の策定
- ・ 林業専門技術員及び林業改良指導員の設置とこれらの者による普及指導活動
- ・ 地域の特性に対応できる普及指導職員の資質の確保・向上等を実施。

林業普及指導事業における国と都道府県との役割分担

国	<p>都道府県が行う林業普及指導事業の実施に対する助成</p> <p>林業普及指導事業の運営方針の策定</p> <p>林業専門技術員の資格試験、研修及びシンポジウムによる普及指導職員の資質の確保・向上</p> <p>情報ネットワークの整備</p>
県	<p>普及指導事業の実施に関する方針や計画の策定</p> <p>林業普及指導事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業専門技術員及び林業改良指導員の設置 ・ これらの者による普及指導活動 <p>林業改良指導員の資格試験及び地域の特性に応じた研修等による普及指導職員の資質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 向上

2 林業普及指導事業の活動体制

(1) 普及活動体制

ア 体制

林業普及指導事業は、国が定める基本の方針の下、各都道府県において普及活動を実施している。各都道府県では、本庁(又は試験研究機関)を中心に、事業実施の単位である普及指導区を出先事務所が担当している。

イ 普及指導職員の配置

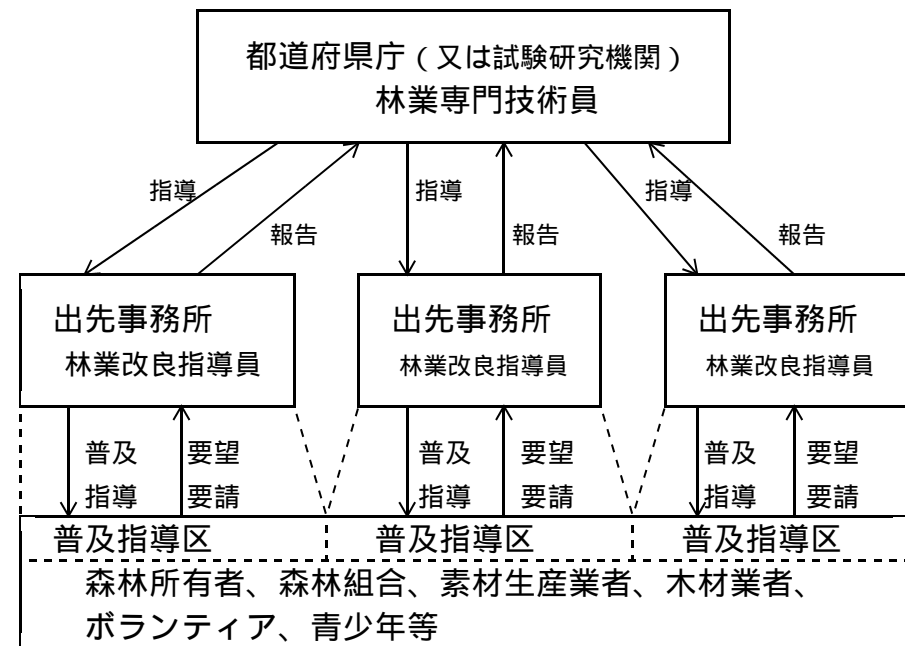
普及指導職員の配置に当たっては、本庁(または試験研究機関)にSP、出先機関にAGを配置するといった体制を基本として、都道府県の判断により各地域の実状に即した体制をとっている。

平成13年度のSPの配置状況は、本庁69%、試験研究機関26%、出先機関5%となっていた。

また、林業普及指導事業を効率的に進めるため、本事業を実施する単位として普及指導区が都道府県知事により設定されており、AGは、基本的に普及指導区を単位として普及活動の課題と対象者についての活動計画を毎年度作成し活動している。

* 協同農業普及事業においては、農業改良助長法に基づき、改良普及員は地域農業改良普及センターに属するものとされている。

普及活動体制



林業専門技術員(S P): 都道府県の本庁(林業の調査研究及び普及指導を任務としている付属機関を含む)に配置

林業改良指導員(A G): 普及指導区を単位として都道府県の出先機関に集合配置

普及指導区: 林業普及指導事業を効率的に実施する単位となるべき地区であり、林業人口、民有林面積、行政管轄区、当該地域の林業の特殊性等を考慮し設定(平成13年4月1日現在、全国で346指導区)

ウ 普及指導職員数の推移

普及指導職員の設置数は減少傾向にあり、平成14年4月現在の設置数は、林業専門技術員324人、林業改良指導員1,800人、合計2,124人である。

エ 一般行政事務との兼職状況

都道府県職員数の減少等により一般行政事務と普及指導の職務を兼務する普及指導職員が増加している。

平成13年度の林業専門技術員（SP）が他の行政業務を兼務している割合は、全体の74%（332人中、223人）であり、林業改良指導員（AG）は、82%（1,832人中、1,502人）となっている。

林業の技術及び知識を有し地域の実態を把握している普及指導職員が行政業務を兼職することは、森林・林業の各種施策を地域の特性に応じた施策として、森林所有者等に効率的かつ効果的に浸透させる効果がある。

普及指導職員数の推移

（単位：人，％）

	H9	H10	H11	H12	H13	H14
林業専門技術員	370	362	345	335	332	324
1都道府県あたり	7.9	7.7	7.3	7.1	7.1	6.9
林業改良指導員	1,980	1,936	1,892	1,862	1,832	1,800
1都道府県あたり	42.1	41.2	40.3	39.6	39.0	38.3
計 (対前年比)	2,350 (99.6)	2,298 (97.8)	2,237 (97.3)	2,197 (98.2)	2,164 (98.5)	2,124 (98.6)

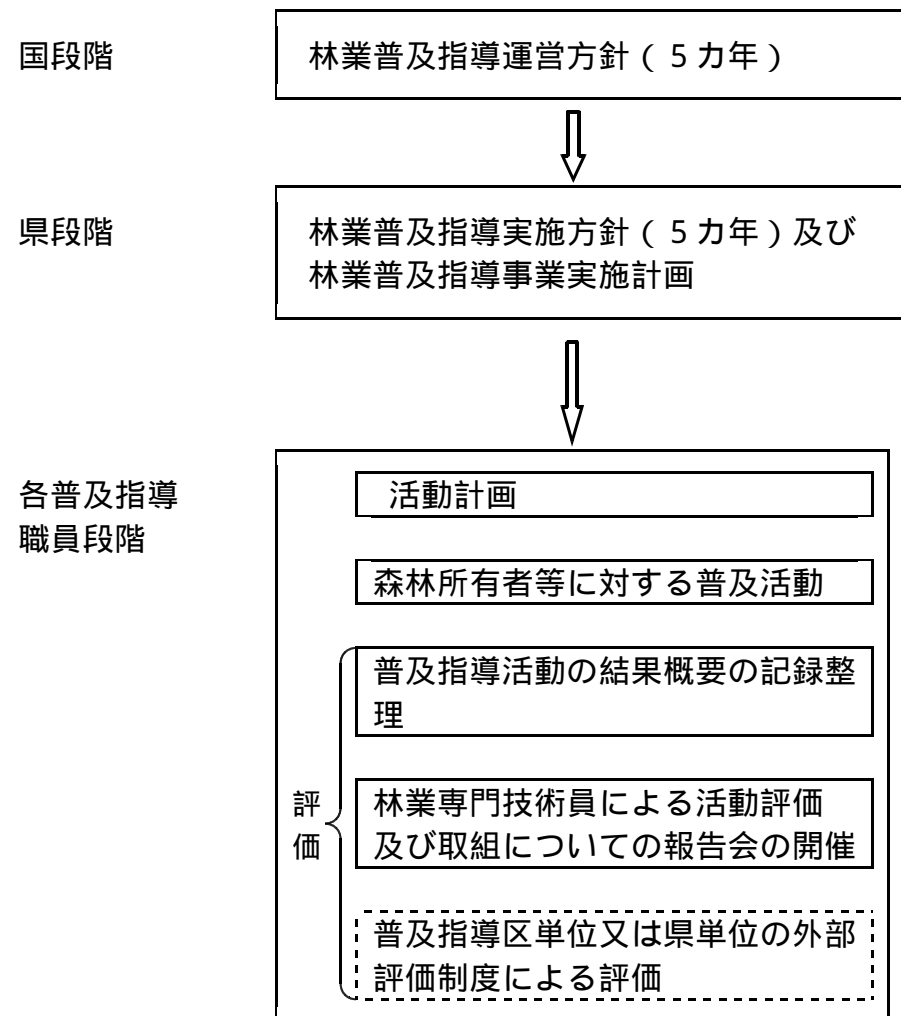
(2) 普及指導活動の計画及び評価

普及指導職員は、都道府県が毎年度策定する「林業普及指導事業実施計画」に基づき、担当する普及指導業務について、各年度、重点取組課題を設定する等「活動計画」を作成し、これに基づいて普及活動を実施する。

普及活動の成果については、林業専門技術員が評価するほか、取組についての報告会を開催し、取組の評価を来年度以降の計画に反映させる。

なお、普及指導活動の効率性や成果について客観的に評価し、将来の活動に適切に反映していくために、外部有識者が主体となって実施する外部評価制度の導入を推進している。

普及指導活動の計画作成と評価の流れ



(3) 資質の向上

ア 資格試験

全国的に普及指導職員の技術・知識水準を確保する観点から、一定の学力・経験を有する者について普及指導職員資格者として認定している。

資格試験の実施に当たっては、林業専門技術員（SP）については、専門の事項について調査研究を行い林業改良指導員（AG）を指導するという職務の性質から、全国的に通用する高度な技術及び知識が必要であるため、国が直接試験を実施しており、AGについては、地域における森林所有者等に直接接してその地域に必要な林業に関する技術及び知識、森林の施業に関する指導を行うという職務の性質から、その地域の実状に応じた技術及び知識が必要であるため、各都道府県が条例に基づき実施している。

普及指導職員資格試験制度については、森林・林業を巡る情勢の変化や森林・林業基本法に基づく新たな林政を推進する観点から、SPの専門項目を従来の8項目から7項目に見直すとともに、幅広い人材を確保するため、SP及びAGの受験資格を見直し、大学等の履修課程の区分を廃止するなどとして、平成15年度から実施することを予定している。

林業専門技術員

試験方法	書類審査、筆記試験及び口述試験	
受験資格	経験年数	
	大学	7年
	短大	10年
	高校	14年
	林業に関する試験研究、教育、林業技術に関する普及及び指導の職務経験	
専門項目	林業経営 造林 森林保護 森林機能保全 林産 特用林産 林業機械 普及方法	

林業改良指導員

試験方法	筆記試験及び口述試験	
受験資格	経験年数	
	大学	なし
	短大	2年
	高校	6年
	農林水産大臣の指定教育機関	*2年以下
		(*履修過程で異なる)
受験科目	必須科目：林業一般（林業の基礎的知識）、普及方法 選択科目：森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち1科目選択	

イ 研修

林業普及指導事業は、人を対象とした事業であることから、その成果如何は、林業普及指導員の資質によるところが大きい。そのため、国段階、県段階において研修を実施している。

国は、林野庁の研修機関である森林技術総合研修所において、新任者研修、中堅者に対する専門項目に必要な知識・技術に関する一般研修及び機械に関する特技研修を実施するとともに、森林環境教育研修を実施している。

普及指導職員の資質向上対策を通じて、優れた人材を将来にわたり確保することが一層重要になっているため、運営方針に基づき、現場経験の少ない新任の林業改良指導員に対する実地研修の実施、中堅の林業改良指導員等に対する最新の技術に関する再研修等資質向上のための研修を重点的に行っている。

研修の概要

< 国による研修 >

研修名等	対象	概要
新任者研修	S P A G	各職務に新しく任用された職員に対する職務全般に関する研修
一般研修	S P	S P 各専門項目別の研修 2～3コース/年
特技研修	A G	林業機械を中心とした研修 5コース/年
全国シンポジウム	S P A G	各地域で実施されている普及活動事例発表及び討論

< 都道府県の研修 >

地域の森林・林業の実態に即し、現地に適応した技術及び知識の研修を実施

例：国内研修（国内の試験研究機関等に派遣研修）、全体研修（講演会、普及方針）、林産研修、上手な話し方研修、実績発表会など

< その他 >

国が中央団体に委託して、北米、北欧の林業先進国での海外研修を実施

3 林業普及指導事業の取組の現状

林業普及指導事業においては、効率的な森林施業による森林整備の推進、林業労働者の育成・確保、住民参加による里山林の再生等、地域における森林・林業に関する様々な課題に対応した多様な取組を関係者との連携のもと行っている。具体的事例は、次のとおりである。

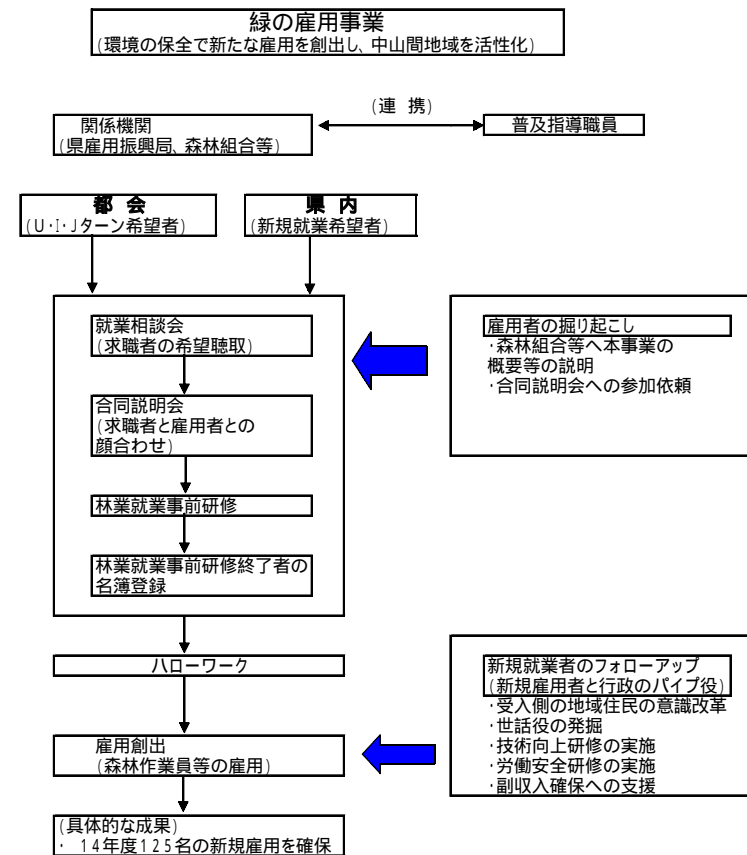
U・I・Jターン希望者の雇用対策

- 和歌山県では、森林整備など環境保全事業の展開により、多様な雇用を創出するとともに、中山間地域の活性化を図るべく「緑の雇用事業」を実施している。
- 「緑の雇用事業」への取組に当たっては、普及指導事業においても14年度の最重点課題と位置づけ、普及組織が県の雇用振興局等と連携しつつ、雇用先の事業者の確保のために森林組合等への説明、合同説明会への参加依頼を行い求職者の就業機会の増大に努めている。

また、普及指導職員等が、県森林組合連合会が実施する林業就業事前研修に講師として参画するとともに、特に都市部からのIターン者が地域に慣れて定住することを支援するため、受入側住民の意識改革、世話役の発掘を行っている。

こうした取組の結果、平成14年度中に県外からの新規就業者125名が確保された。

なお、今後、新規就業者の林業経営への参画を促進するため、林産物の加工、販売などの副収入の確保に向けた支援も行うこととしている。



雇用対策

- 長野県では、土木事業を中心とした従来型の公共事業から環境保全型事業への変換が図られる中で、森林整備予算が急増したことから、担い手の裾野の拡大とその育成確保が必要となった。

このため、平成13年7月から森林整備に関する基礎的な知識や技術を習得できる「信州きこり講座」(森林整備技術者養成講座)を開設した。

- この講座は、森林整備に必要な造林、経営、機械の各分野についての講義や現地実習を2時間を1単位とし、50単位を各地方事務所や林業総合センターで受講したあと、総合評価(試験)を行い、修了書が交付される。

(14年8月末現在：受講者1,112名、うち修了者446名)

- この講座の開設に当たり、林業普及指導職員は、講座の企画・立案、テキスト作成、講座の講師、修了認定評価試験問題の作成を担当するとともに、平成14年度からフォローアップ講座を開設し、講座修了者の技術力向上への支援を行っている。

- 信州きこり講座の修了生は、県が発注する森林整備業務の入札の参加に必要な資格が与えられることから、受講者の所属する事業体の受注する割合が高まっている。

「信州きこり講座の受講生と修了者数」(H14.8末現在)

(単位：人)

受講者数	職業別内訳		
	造園・建設業	林業	その他
1,112	724	103	285

修了者数	職業別内訳		
	造園・建設業	林業	その他
446	272	59	115

「入札参加資格者の認定状況」(H14.8末現在)

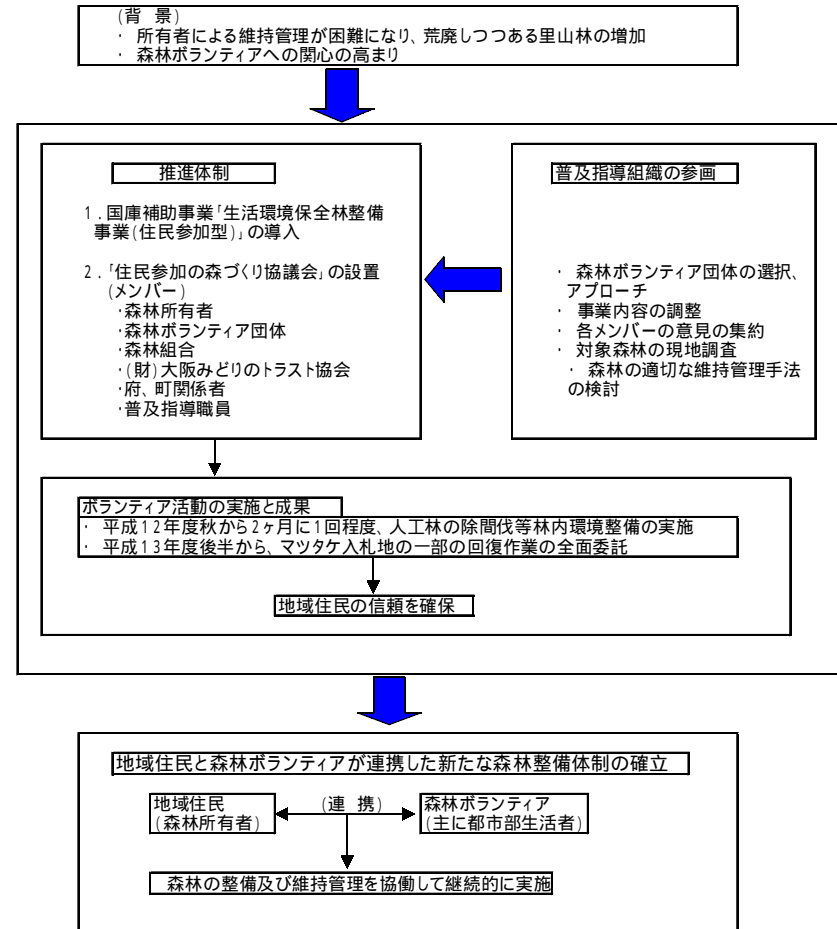
	森林組合	認定事業体	建設業者	計
事業体数	27	38	184	249

森林ボランティアによる里山林整備

- 大阪府では、森林所有者による森林の維持管理が困難となる中、荒廃しつつある里山林が増加している。一方、都市部では森林ボランティアへの関心の高まりが見られる。

このため、地域住民と森林ボランティアとの連携による新たなタイプの森林整備手法の取組を実施。
- 取組に当たっては、平成12年度に国庫補助事業「生活環境保全林整備事業（住民参加型）」の導入と同時に地域住民、森林ボランティア団体等で構成する「住民参加の森づくり協議会」を設置し、普及指導職員が中心となり、対象森林の現地調査、国庫補助事業担当者と実施内容の調整を行うとともに、森林ボランティアが民有林の手入れを行うことについて、森林所有者と森林ボランティア団体との意見の調整を行い、手入れのスケジュールを策定した。
- その結果、平成12年度秋から森林ボランティア約20人の参加のもと、2ヶ月に1回程度、人工林の除間伐、広葉樹林の択伐等の林内環境整備を実施し、13年度までに約2haの里山の手入れがなされた。整備状況への地元の評価は良好で、平成14年度からは、マツタケ入札地の一部の回復作業を全面的に任されるなど、地域住民の信頼を得つつある。

地域住民とボランティアによる森林協働管理システムの構築 (新たなタイプの森林整備手法の構築)



施業コストの低減による間伐の促進

- 長野県の北信地域は、多雪地帯で森林所有者の山への関心が低く森林整備が余り進んでいない。このため、平成9年度から普及指導職員が中心となった間伐の促進に向けた取組を実施。
- 取組に当たっては、3段階による取組を行った。
 まず第1段階として、地域の森林所有者等への間伐実施の必要性の説明、森林の状況を踏まえた低コスト間伐システムの開発と提示により、森林所有者の意識改革等を実施。第2段階としてモデル団地（約23ha）を設定し、森林所有者に提示した方法により間伐し、間伐木を販売（収入約14百万円、支出約13百万円、収益約1百万円）。第3段階として、モデル団地の収支決算数値等の情報公開、PRビデオの作成、市町村長等をモデル団地視察に誘導等の普及啓発活動を実施した。
 この結果、北信地域における間伐実施面積が増加し、平成13年度には取組を開始した平成9年度の3倍強の684haで間伐が実施された。

スギ間伐モデル団地の設定による間伐の促進

(背景)
 ・長野県の北信地域は県下有数の多雪地帯であり、森林所有者の山への関心も低く、スギを中心とした地域の森林整備水準は低位であったため、平成9年度から本格的に普及指導職員が中心となって間伐の促進に取り組んだ。



(具体的な取組)

普及指導職員の役割
 ・森林所有者に、山を金にするための具体的手法を示し、間伐を促進した。

具体的手法

第1段階(言って聞かせる)
 間伐の必要性についての説明
 具体的な間伐実施方法の提示
 ア. 補助事業を有効に活用する。
 イ. 間伐材を搬出し換金化する。
 ウ. 施業コストを低減する。
 (事業地の集団化、列状間伐・高性能林業機械の導入)
 エ. 森林組合と素材生産業者の協調と役割分担を明確にする。

第2段階(やってみせる)
 モデル団地を設定し、上記の手法で間伐を実施
 (実施結果:実施面積23ha、収益967千円)

第3段階(人を動かし他地域への普及拡大)
 モデル団地の収支決算数値を含め情報公開を徹底。
 PRビデオの作成と普及
 市町村長、議会議員、区長等地域の理事者をモデル団地視察に誘導



(成果)
 ・モデル団地の設定等普及指導職員を中心とした取組により、北信地域の間伐実施面積が増大した。

(単位:ha)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
間伐面積	123	154	205	219	238	559	684

畑ワサビ等栽培技術の確立

- ・ 奈良県では、昭和30年代頃に行われ、以降衰退してしまった畑ワサビの栽培について、昭和62年に地域の活性化及び特産品作りを目的に導入が計画されたのを契機に、本格的な畑ワサビ栽培の普及指導を実施。
- ・ 取組に当たっては、普及指導職員が中心となり、試験研究機関との連携、先進地の情報収集等により栽培方法を確立し、生産者に対し、栽培講習会（講義・現地研修・先進地視察）栽培の現地指導等を行い、畑ワサビ栽培の普及を行った。
- ・ その結果、平成14年度で県内11市町村で栽培が行われ、栽培面積は3.5ha、生産量10tと成果を得ている。

（その他の類似事例）

- ・ 山口県では、普及指導職員と試験研究機関とが連携し、ハタケシメジの人工栽培技術の開発を行っている。
現在、作成した栽培マニュアルに基づく体験栽培、試験販売、食味調査等を実施し、「やまぐち里シメジ」としての本格栽培に向けた継続的な取組を行っている。

畑ワサビ栽培の普及指導

（背景）
・ 奈良県での畑ワサビ栽培は昭和30年代頃に一部行われていたが、以後衰退をたどり栽培されない状態となっていた。
昭和62年に地域の活性化及び特産品作りを目的に畑ワサビ栽培の導入が計画された。
畑ワサビ栽培は、開田費用が少なく、栽培が容易であり、県内には栽培適地が多く、特にスギ林床の有効利用にもなるので、昭和62年度以降、畑ワサビ栽培の普及指導を開始した。



（具体的な取組）

具体的手法

1. 栽培方法の確立
試験研究機関と連携した栽培方法の検討
先進地視察等による情報収集
2. 栽培方法の普及
栽培講習会（講義・現地研修・先進地視察）の実施
現地指導
生産者の栽培状況の調査、栽培方法の改良

栽培方法

1. 畑ワサビは半日陰の植物であることから、できるだけ標高の高い地域でのスギ林床を有効活用した林内栽培を推進。
2. 秋に播種
3. 冬から翌春までビニールハウスで育苗
4. 3月下旬から4月上旬に林内へ植え付け
5. 植え付け後2年で収穫



（成果）

- ・ 14年度現在：
栽培地域11市町村、栽培面積3.5ha、生産量約10t



（今後の取組課題）

- ・ 後継者の育成、種子の確保（豊凶に左右されない保存方法の開発）
- ・ 品種の改良（耐暑性ワサビの開発）、栽培方法の改良
- ・ 生産者の連携の強化及び出荷量の確保

4 関係機関との連携

(1) 普及協力員

普及対象者の拡大、技術内容の高度化に対応するため、森林・林業に関する専門技術・知識を備えた人材として知事が選任した普及指導協力員を普及指導職員が実施する各種イベント等において積極的に活用している。

具体的には、小中学生を対象とした森林・林業教室には、森林インストラクターの資格を有する普及協力員、森林所有者を対象とした間伐技術研修には指導林家や森林組合職員等技術力を有する普及協力員など、各イベントの分野で専門性の高い普及協力員が講師やアシスタントとして活躍している。

(2) 公的機関

各関係機関との間で次の方針により連携して事業を実施。

市町村

市町村が行う森林所有者等に対する指導や森林・林業に関する施策が効果的に実施されるよう、市町村と連携強化を図っている。

具体的には、森林・林業関係市町村単独事業の実施のための企画に対する助言や当該事業の地域住民の合意形成のための座談会における助言、市町村有林の森林施業に関する指導等を実施している。

なお、市町村に対する指導は、林業改良指導員の活動時間のおよそ4分の1を占めている。

普及指導協力員の内訳

平成13年4月1日現在

区分	普及指導協力員数	内 訳						
		指導林家	青年林業士	樹木医	林業技士	技術士	森林インストラクター	知事が認めた者
計	2,656	803	567	127	86	20	131	985

注：内訳には、複数の資格を持つ場合にはそれぞれ計上したため、協力員数と内訳は合致しない

林業改良指導員の活動時間

単位：時間

区分	平成9年度		平成12年度	
	活動時間計	構成比	活動時間計	構成比
林家	331,106	27.5	249,660	24.5
林家以外の事業体	138,923	11.5	120,350	11.8
市町村	287,930	23.9	245,309	24.1
森林組合	346,236	28.8	295,377	29.0
林研グループ	42,868	3.6	38,561	3.8
青少年(ボランティア含む)	55,798	4.6	68,443	6.7
計	1,202,861	100.0	1,017,700	100

注：平成9年度の林業改良指導員数は、1,980人であり、平成12年度の林業改良指導員数は1,862人である。

林業労働力確保支援センター

新規林業就業者の確保育成及びその定着を図る観点から、林業労働力確保支援センターが行う各種研修の講師としての参加、定着支援のための巡回指導等を行っている。

具体的には高性能林業機械の現地実習の講師や労働安全衛生に関する指導を行っている。

森林組合

森林整備や森林所有者の林業経営の改善を図るため、森林組合の指導担当者との連携を密にし、森林組合の指導事業がその役割を一層発揮できるように支援を行っている。

具体的には、森林組合作業班に対する間伐・枝打ち等技術指導及び労働安全衛生指導、森林組合職員に対する立木測定技術研修、作業道研修、経営改善指導、丸太や製材品の価格形成(市場研修)及び木材流通加工に関する指導等を実施している。

なお、森林組合に対する指導は、林業改良指導員の活動時間の約3割を占めている。

(3) 民間部門

これらの他、税務、労務等個々の林業者の経営に直接関わり専門性が高い分野については、大規模林家や林業事業体等が民間の専門家から直接指導を受けている場合が多い。また、新しい林業機械やキノコの種菌等は、専門の事業者が事業として林業者に情報提供・技術指導を行う場合が多い分野である。さらに、こうした専門家や事業者の協力を得て普及指導事業として林業者に対する研修会を開催し、新たな技術を地域に普及している場合も多い。

森林組合の行う経営指導と林業普及指導事業の比較

区分	森林組合の組合員のための森林の経営に関する指導	林業普及指導事業
対象	組合員全体	森林所有者等
指導・支援の視点	組合員の経済的社会的地位の向上	効率的かつ安定的な林業経営を担うべき者の育成等林業施策の推進
主な技術指導・支援活動	新植、下刈り、除間伐、害虫防除等一般的な技術指導	試験研究成果を地域の特性に応じた実用技術として普及指導
主な経営指導・支援活動	森林施業計画、立木販売、経理、税務等に関する経営指導	市町村職員に対する森林整備計画策定指導、森林所有者等に対する経営診断分析、産地形成指導
実施者	森林組合員	普及指導職員

5 林業普及指導事業を巡る地方分権等の動き

ア 第二次臨時行政調査会（昭和57年）の基本答申を受けた措置状況

第二次臨時行政調査会の基本答申を受け、都道府県の自主性の発揮を促進するとともに、林業を巡る諸課題の変化に即応した事業の弾力的な運営を図る観点から、昭和58年に森林法及び同法施行令を改正し、従来の人件費、事業運営等の個別経費ごとに定率（1/2）の補助金を交付する方式から、個別の経費の区分をなくし定額による交付金方式に改めた。

また、交付金の配分において、予算総額の7割を各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とする客観的指標により配分することとした。

第二次臨時行政調査会の基本答申（昭和57年7月）の指摘（抜粋）

「・・・地方公務員に対する人件費補助は、補助対象職員が担当する事務・事業の円滑な実施を確保するための必要な措置について検討を加え、2年以内に、原則として一般財源措置に移行するとともに、新規の人件費補助は、今後、原則として行わないこととする。・・・」



- ・ 定率（1/2）の補助方式を定額の交付金方式に改正
（森林法改正）
- ・ 予算総額の7割を客観的指標（林業人口3割、民有林面積2割、市町村数2割）、3割を普及指導事業の緊急性により配布
（森林法施行令改正）

* 農業においても昭和58年に農業改良助長法を改正し同様の措置

地方分権推進計画に係る措置状況

イ これまでの地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）の措置状況

地方分権推進計画に盛り込まれた交付金の交付基準の見直し及び普及指導職員の配置基準については、右のとおり措置済みである。

地方分権推進計画の指摘項目	林業普及指導事業交付金	(参考) 協同農業普及事業交付金
客観的指標に基づく交付基準の比率の引き上げ	林業普及指導事業交付金の割当基準の改正（政令改正） * 客観的割当基準について、現行の7割を8割に引き上げ（林業人口に係る割合を3割から4割に増加）	協同農業普及事業交付金の割当基準の改正（政令改正） * 客観的割当基準について、現行の7割を8割に引き上げ（農業人口に係る割合を3割から4割に増加）
職員の配置基準の見直し	普及指導職員の配置基準の緩和（通知改正） * 林業改良指導員、林業専門技術員の具体的な設置基準（林業改良指導員の出先機関への集合配置、林業専門技術員の都道府県の本庁への配置）の廃止	普及職員の配置基準の緩和（通知改正） * 「複数設置」などの数量規定の廃止
専任規定の見直し	該当無し	普及職員の専任規定の緩和（省令・通知改正） * 普及職員の専任規定について、本務に支障のない範囲で他の業務を兼ねることを認める旨規定

ウ 地方分権改革推進会議の設置

「地方にできることは地方に委ねる」との原則のもと、地方分権の一層の推進を図るため、平成13年7月内閣府に「地方分権改革推進会議」が設置された。

設置期間は、平成16年7月2日までの3年間である。

「中間報告」が平成14年6月17日に公表され、林業普及指導事業について、見直しを検討すべきものとして指摘された。

(具体的個別指摘はない。)

地方分権改革推進会議における指摘

「事務・事業の在り方に関する中間報告」(平成14年6月17日)

4 産業振興(1)時代の変化に沿った農林業振興政策の見直し (略)

・・・農林水産業振興施策、農村、山村、行村振興施策を通じて、まず、農業者の自主性に委ねるべき分野、地方が責任を持ち国が関与しない分野、国が関与し責任をもつ分野の棲み分けを、可能な限り予見可能な形で明確にしていく努力が必要である。

(略)

・・・制度の創設から長期間が経過し、既に地方公共団体の事務として同化、定着していると考えられる事務事業について、人件費に対する助成をはじめ、国が補助金の交付や法律上の規制によって、地方公共団体の実情に応じた事務事業の見直しを阻害することのないようにする必要がある。こうした観点から見直しを検討すべきものとして考えられるのが、農業、林業、水産業に係る改良普及制度・・・である。

(略)

・・・農業改良普及行政の必要性を否定するものではないが、普及行政をめぐる環境の変化を踏まえて、地域の実情に応じて弾力的に事業運営できるよう、地方分権の趣旨を踏まえて、検討すべきである。その際には、民間の力の活用等も弾力的に検討されるべきであり、改良普及員の必置規制や改良普及員の手当支給を誘導してきた農業改良普及手当に関する規定の在り方、一般財源化を含め、協同農業普及事業交付金の在り方等について検討すべきである。